

査 答 申 情 第 5 3 号
平成27年10月13日

生駒市長 小紫雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会
会長 石田榮仁郎

行政文書の開示等の決定に対する異議申立てについて（答申）

平成25年2月1日付け生監第1010号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「法令遵守対策会議会議録（平成23年6月2日開催分）」
「尚再開示請求の理由（不開示部分）合理的理由が通知されていないため」
の不開示決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第52号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が、平成24年7月2日付け生監第1006号で行った決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が実施機関に対して行った「平成23年6月2日開催の法令遵守対策会議会議録」（以下「本件行政文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が平成24年7月2日付け生監第1006号で行った不開示決定を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 開示することが出来ない理由に合理的な説明がなされていない。
- (2) 本人への開示は権利、利益を害するには該当しない。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における口頭理由説明で行った主張は、概ね次のとおりである。

- 1 法令遵守対策会議の会議録に記載されている情報は、特定の個人を不当要求行為者として認定し、市としての今後の対応策について協議した会議の内容である。

これを明らかにすることは、不当要求行為者として認定した個人情報公にすることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号に該当するため、開示することは出来ない。

- 2 法令遵守対策会議の会議録に記載されている情報は、市の公正な職務の執行及び職員
の安全確保を図るため、不当要求行為者として認定した者への対応策等、市内部の意思
決定内容を記載したものである。

したがって、これを公にすることは、同会議内での自由且つ率直な意見の交換が妨げられ、また、不当要求行為事案の発見が阻害されるおそれがあるとともに、このことが不当要求行為者にとり不当に利益を与えることとなるため、条例第7条第4号に該当し、開示することは出来ない。

- 3 法令遵守対策会議の会議録には不当要求行為者として認定した者に対する対応策や市

の不当要求行為に対する組織的な対応策が記載されている。

したがって、これを公にすることは、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあり、条例第7条第5号に該当するため、開示することは出来ない。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成23年6月2日に開催された法令遵守対策会議の会議録である。

2 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものは、不開示としている。

本件行政文書には、不当要求行為者として認定した特定の個人の氏名や言動等の情報が具体的に記載されており、特定の個人を識別できることとなる。

また、仮に個人識別性がある部分を除いたとしても、特定の個人を不当要求行為者として認定しているため、不当要求内容等の他の情報と照合することにより、当該個人を識別できることとなる。

したがって、条例第7条第1号に該当する。

3 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものは、不開示としている。

本件行政文書には、特定の個人の不当要求行為に対する対応方針や講ずべき措置の検討内容が記載されている。

これを公にすると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることが考えられ、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、本件行政文書は、意思決定が既になされた後のものであったとしても、その過程の情報を公にすることにより、将来同種の事務事業において適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、条例第7条第4号に該当する。

4 条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号は、市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示としている。

本件行政文書には、当該個人を不当要求行為者として認定した経緯やその者に対する対応として、不当要求行為警告書の送付の決定にいたるまでの各委員の発言内容、そし

て不当要求行為に対する市としての組織的な対応策が協議された内容等が記載されている。

これを公にすることになれば、将来同様の会議を行う場合、各委員の自由な発言に支障をきたすこととなり、適正な事務又は事業の遂行に支障が生ずるおそれがある。

したがって、条例第7条第5条に該当する。

- 5 以上のとおりであるから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年2月1日	・実施機関からの諮問（諮問第52号）を受けた。
平成27年4月3日	・実施機関から諮問第52号に関する理由説明書の提出を受けた。
平成27年4月30日	・異議申立人から諮問第52号に関する意見書の提出を受けた。
平成27年5月12日 （第107回審査会）	・諮問第52号の概要説明を受けた。
平成27年5月25日 （第108回審査会）	・審議を行った。
平成27年6月15日 （第109回審査会）	・実施機関の口頭理由説明を実施した。 ・審議を行った。
平成27年7月3日 （第110回審査会）	・異議申立人の口頭意見陳述を実施した。 ・審議を行った。
平成27年7月28日 （第111回審査会）	・審議を行った。
平成27年8月31日 （第112回審査会）	・審議を行った。
平成27年9月16日 （第113回審査会）	・審議を行い、答申文を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お 緒 がた けん し 緒 方 賢 史	弁護士	
た なか ひろ よし 田 中 啓 義	弁護士	
わ じま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	